

# もえるごみ

## 分別方法の変更

処理施設の変更に伴い、以下のとおり、もえるごみの分別方法が変わります。

令和4年4月からもえるごみを出す際はご注意ください。

※詳しくは、令和4年度のごみ・資源分別収集カレンダー（令和4年3月配布予定）や町ホームページ等でお知らせします。

### 令和4年3月まで

カーテン、カーペット、絨毯、シーツ、タオルケットなど
衣類・布類
最長辺50cm以内、直径3cm未満の枝など
厚さ3cm以上の板など
カバン・皮製品（30cm以内）

### 令和4年4月から

粗大ごみとして処理 ※切断しても不可
衣類（資源回収）※切断しても不可
最長辺40cm以内とし、30cm程度に束ねてもえるごみ ※直径3cm以上の枝は粗大ごみ
粗大ごみとして処理
廃プラスチック類として処理

※「粗大ごみ」は、小川地区衛生組合に直接搬入又は戸別収集申請（有料）のいずれかの方法で適正に処理してください。

- もえるごみへの混入を禁止するもの**
- 左記に記載する品目は処理施設の故障、やメタン発酵を阻害する原因となるため、もえるごみに混入してはいけません。正しく分別し、適切な処分をお願いします。
- ① 感染性医療廃棄物
  - ② 殺虫剤、殺菌剤、農薬等の薬品類、塗料等
  - ③ 火薬、ガスボンベ、ライター、スプレー缶等の爆発性物質
  - ④ 金属
  - ⑤ 布団、絨毯、毛布、カーテン ※切断しても不可
  - ⑥ シート、縄、紐類 ※幅50cm、長さ50cm以上のもの
  - ⑦ ガラス、石、岩
  - ⑧ 廃油、廃酸、廃アルカリ ※食用以外のもの
  - ⑨ レンガ、コンクリート
  - ⑩ 家具、板、木（枝） ※太さ3cm、最長辺40cm以上のもの
  - ⑪ ロール紙、大きな紙、圧縮した紙
  - ⑫ 家電製品
  - ⑬ 蛍光灯、照明器具
  - ⑭ 水銀、バッテリー、電池
  - ⑮ 著しく悪臭を発するもの
- ※今後、追加される場合があります。
- 問合せ 環境課 ☎62-0719

来年4月  
から

# もえるごみの処理方法が変わります

～“地球にやさしい”メタン発酵処理方法へ～

もえるごみの処理施設（写真提供：オリックス資源循環株）



処理会社：オリックス資源循環株式会社  
処理施設：寄居バイオガスプラント  
処理方法：乾式メタン発酵  
所在地：寄居町大字西ノ入3050-23

小川地区衛生組合は、小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町及び東秩父村で構成され、管内のごみ処理を行っています。組合のごみ焼却施設は、稼働から45年が経過し、施設の老朽化が課題となっていました。

今後の施設のあり方を検討するため、検討委員会を組織し、もえるごみの処理のあり方を協議しました。その結果、現在のごみ焼却施設は、令和3年度をもって閉炉することとし、令和4年度より、もえるごみの処理を民間委託することとしました。

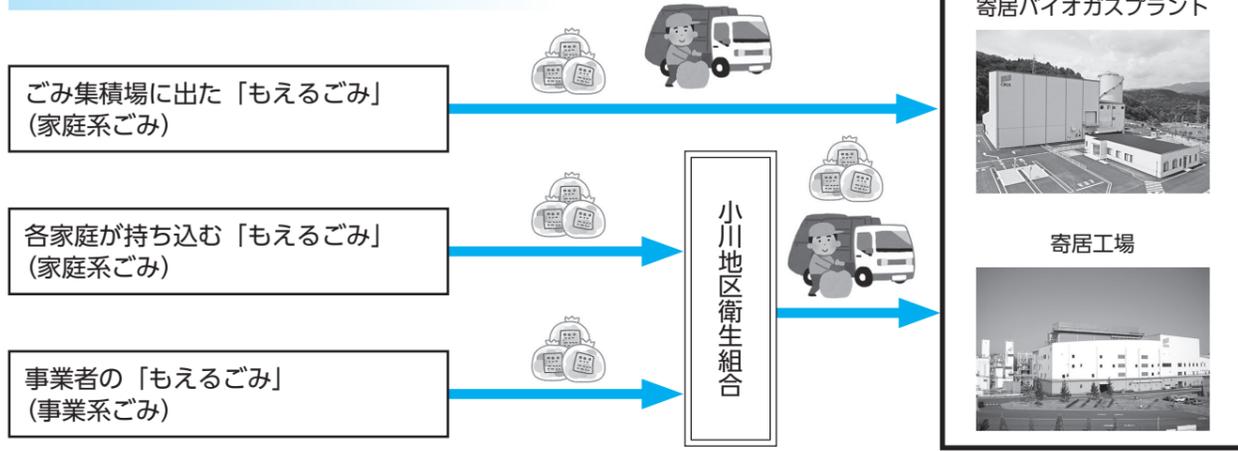
**新たな処理方法（焼却からメタン発酵へ）**

民間委託するに伴い、公募型プロポーザル方式による企画提案を経て、オリックス資源循環株の寄居バイオガスプラント（乾式メタン発酵施設）をもえるごみの主たる処理施設とすることを決定しました。

この施設は、もえるごみに含まれる食品廃棄物や紙ごみなどのバイオマス資源をメタン菌により発酵させることでバイオガスを生成させ、このバイオガスを発電用燃料として利用する再生可能エネルギー施設です。

焼却を行わないため二酸化炭素の発生を低減することができます。

## ～ 処理施設搬入までの流れ ～



【写真提供】オリックス資源循環株

## 発酵しないごみ（発酵不適物）



正しい分別、ごみの減量化にご協力をお願いいたします。

なお、もえるごみ中に含まれるプラスチック素材のものなどメタン発酵しないごみは「発酵不適物」となります。

発酵不適物は、同社の寄居工場で別処理を行わなければならないため、正しい分別をお願いします。

**発酵不適物**

ビニール製品、プラスチック製品、布類などです。